

ユニオンだより 2024年12月

発行 神奈川建設ユニオン相模原事務所
〒252-0239 相模原市中央区中央2-13-12-2F ☎042-750-4144

☆後期源泉（年末調整）勉強会について☆

今年度も経営対策部を中心に源泉勉強会を開催いたします。
予約はもうお済でしょうか。締め切りは12月20日（金）です。

日程： 1月10日（金）・1月11日（土）

※1月12日（日）は予約枠満了となりました。

時間： 10:30～16:00 会場： 相模原市民会館

【当日ご持参いただきたいもの】

- ・給与金額のわかるもの（給与明細等）
- ・控除証明書（国民年金・生命保険料・地震保険料）
- ・対象者マイナンバー（個人番号）
※給与を払う方、給与をもらう方、給与をもらう扶養の方）
- ・ユニオンで前期にお渡しした計算書（所得税源泉徴収簿）等

上記の開催日以外、対応できませんのでご注意ください！

～税金学習会のお知らせ～

確定申告に向けて税金学習会を下記日程で開催します！

日時： 令和7年1月30日（木） 18:30～

会場： 相模原市民会館

当日は、とりまとめ帳の販売、申告整理簿の配布、
税金勉強会（確定申告）の予約を取ります。

※当日参加できない方の予約受付は1月31日（金）からとなります。



建設国保 保険料控除証明書について

年末調整・確定申告に必要な保険料控除証明書につきまして、必要な方は
お手数ですが去年同様お電話にて相模原事務所までご連絡ください。

青年部よりお知らせ

☆エフヨコマラソンのご案内☆

～春の風を感じる港町を一緒に走りましょう！！～

日時：令和7年3月15日（土） 9：00～17：00（予定）

場所：横浜赤レンガパーク周辺

募集締切：1月30日（木）

※景色を楽しみながら爽快な気分が味わえます。



☆参加ご希望の方は、青年部LINE（QRコード）から申し込みください。

当日の詳細内容等はLINEでお知らせします。

== 神奈川建設ユニオンが取り組むアスベスト裁判 ==

① 大工の故松田光雄さんの裁判

アスベスト被ばくを原因とする肺がんの労災認定訴訟

次回期日は 令和7年1月30日（木）午後1時15分

東京高等裁判所（午後12時45分集合です）

② 左官の故西鳥羽稔さんの裁判

アスベスト被害に基づく損害賠償請求集団訴訟（東日本建設アスベスト訴訟）

次回期日は 令和7年1月31日（金）午前11時00分

横浜地方裁判所（午前10時30分集合です）

アスベスト問題は、建設業界は避けて通ることはできません。今後も被害者が増えていくことが厚労省の資料でも指摘されています。

多くの方が裁判傍聴に参加、支援していただくことが、原告の支えになります。建設業で働く皆さんのお力をお寄せください。

～相模原事務所より～ 年末年始休業

12月28日（土）～1月5日（日）

この間は事務所閉鎖となります。ご協力をお願いいたします。

★★ 保険証は捨てないでください! ★★

医療機関の受診をする時に、マイナ保険証（マイナンバーカードに健康保険証を紐づけ）を基本とする仕組みとなったため、令和6年12月2日以降は新規に健康保険証の交付されないこととなりました。

マイナ保険証をお持ちでない方は、現在**お手持ちの健康保険証で、有効期限内は医療機関に受診できます。**（有効期限は、建設国保は令和7年9月30日、協会けんぽは令和7年12月1日）

マイナ保険証をお持ちの場合でも、健康保険証は、期限内は有効なものです。廃棄せず大切に保管してください。

今後については、新規に健康保険加入された場合、もしくは、紛失等何らかの理由により健康保険証の再交付が必要となった場合、健康保険証に代わるものとして「資格確認書」が交付されます。マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」で医療機関に受診できますのでご安心ください。

※ご注意※

マイナ保険証をお持ちの方は、機械の不具合等でマイナ保険証が使用できない場合があります。その際は、保険者から送付された「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」は同一に保管してください。

建設国保に加入されている方は、「資格情報のお知らせ」は発行されません。マイナ保険証をお持ちの場合でも、健康保険証も携帯してください。

◎健康促進部からお知らせ

～ 学習会『年金について』 ～ を開催します

日程 : 令和7年 3月13日(木)
時間 : 午後7:30～(予定)
会場 : 相模原市民会館
参加費 : 無料



講師は、社会保険労務士の吉岡さんです。

年金制度全般にかかわる説明と、給付開始年齢を変更した場合の給付金額等の具体的な事例を盛り込んだ内容で行う予定です。

年金にかかわる内容で、質問事項のある方は、各支部の健康促進部員または相模原事務所までご連絡ください。学習会当日にお答えできるよう準備します。お申し込み方法等のご案内は、次月以降にお知らせします。

組合員の皆さんにお役に立つ情報ですので、ぜひご参加ください。

池田達彦弁護士による無料法律相談 法律事務所ろはす

相談場所は相模大野の弁護士事務所となります。

ユニオンの顧問弁護士池田達彦先生がご相談をお受けします。

相談日は特定していません。都度対応させていただきます。

相談内容は遺言・相続・不動産問題・環境行政問題等、多岐にわたりご対応させていただきますので、お困りの事があればまずは相模原事務所へご連絡ください。

ユニオンの無料税務相談会 回答；須藤基史税理士

1月17日(金) / 2月21日(金) / 3月21日(金)

午後2時から 会場：ユニオン相模原事務所

ユニオンの顧問税理士、須藤基史先生がご相談をお受けします。予約制です。

相談会の前々日までに申し込んでください。申込先は、所属支部の経営対策部長または相模原事務所まで。所得税、消費税、相続税、贈与税、土地建物の売買に関する税、法人にした場合の税務など、税のことならなんでも構いません。相談を受けやすいように、関係書類をご持参ください。



今月の健康ワンポイント

冬場の健康管理



冬場は気温差による血管の収縮等、心身にストレスがかかることで神経の緊張感が続き、『冬バテ』『冬季うつ病』と呼ばれる夏バテに似た症状がみられることがあります。しっかり対策をしましょう。

低体温症 長時間寒い場所にいることで体温が低下し、熱の生産量よりも体温低下が上回ることで発症。 **身体を冷やさず、室内の温度管理を。**

ヒートショック 寒暖差がある場所へ移動することで急激に血圧変動が起こり、心臓に負担がかかり、脳梗塞や心筋梗塞を引き起こします。
脱衣所等の場所はヒーター等の利用を。

浴室熱中症 湯舟につかると体温が上昇するため、体温調節機能が働き発汗します。発汗に気づかないうちに脱水症状を引き起こし浴室熱中症になることがあります。
長湯は避け、入浴後は水分補給を。

関節痛 血行不良と筋肉の冷えにより起こります。放置すると関節に炎症を起こし、歩行困難にも。**運動や入浴時にしっかりほぐしましょう。**